

内閣委員會議録

昭和三十九年四月二十三日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事伊能繁次郎君 理事辻 寛一君

理事内藤 隆君 理事永山 忠則君

理事八田 貞義君 理事石橋 政嗣君

理事田口 誠治君 理事山内 広君

岩動 道行君 佐々木義武君

高瀬 傳君 塚田 徹君

綱島 正興君 野呂 恭一君

藤尾 正行君 保科善四郎君

前田 正男君 松澤 雄藏君

湊 徹郎君 渡辺 栄一君

西ヶ久保重光君 稲村 隆一君

村山 喜一君 山田 長司君

受田 新吉君 山下 策二君

出席國務大臣

外務 大臣 大平 正芳君

出席政府委員

内閣法制次長 高辻 正巳君

総理府総務長官 野田 武夫君

総務 副長官 古屋 亨君

総理府事務官 岡田 勝二君

官房総務長官 岩倉 規夫君

官房政務次官 毛利 松平君

外務事務官 高野 藤吉君

外務事務官 (大臣官房長) 西山 昭君

外務事務官 (経済協力局長) 藤崎 萬里君

外務事務官 (条約局長)

外務事務官 齋藤 鎮男君  
外務事務官 (国際連合局長) 白幡 友敬君  
外務事務官 (移住局長) 委員外の出席者  
外務事務官 敏男君  
外務事務官 (アジア局賠償部長) 佐藤 正二君  
外務事務官 (移住局外務参事官) 加藤 重喜君  
専 門 員

四月二十三日  
委員湊徹郎君辞任につき、その補充として天野光晴君が議長の指名で委員に選任された。  
委員天野光晴君辞任につき、その補充として湊徹郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日  
旧金鶏勲章年金受給者に関する特別措置法案(参議院提出、参法第四号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)  
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)  
在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第五七号) 栄典制度に関する件

○徳安委員長 これより會議を開きます。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。総理府総務長官野田武夫君。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
国家公務員の寒冷地手当に関する法律

第一条第一項中「職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者(以下職員という。)」を「職員のうち、内閣総理大臣が定める日(以下「基準日」という。)において北海道その他寒冷の地域で内閣総理大臣が定めるもの(以下「寒冷地」という。)に在勤し、常時勤務に服する職員(内

閣総理大臣が定める職員を除く。)」に改め、「法律第九十五号」の下に「以下「一般職給与法」という。」を加え、同項の後段として次のように加える。  
基準日から引き続き在職する職員で内閣総理大臣が定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなったも

の(内閣総理大臣が定める職員を除く。)に対しても、同様とする。第一条第二項及び第三項を削る。第二条を次のように改める。  
第二条 北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員	扶養親族のある職員	その他の職員
甲 地	二七、二〇〇円	一八、一四〇円	九、〇七〇円
乙 地	二五、〇〇〇円	一六、六七〇円	八、三四〇円
丙 地	二三、三〇〇円	一五、五四〇円	七、七七〇円

2 北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては八千六百円(扶養親族のない職員にあっては、五千七百四十円)、その他の職員にあっては二千八百七十円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

3 北海道及び前項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額とする。  
4 前三項に規定する定率額は、基準日における職員の俸給の月額と

5 前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額とする。  
6 北海道及び第二項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があった場合においては、内閣総理大臣が定める当該豪雪に係る地域に内閣総理大臣が定める期間内に在勤する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)

で前条の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、二千五百円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

7 前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員が内閣総理大臣が定める期間内に、寒冷地手当の額の異なる地域に異動し、又は寒冷地以外の地域に異動した場合に、当該職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）に、その異動した地域に在勤する職員が受ける寒冷地手当の額等を考慮して内閣総理大臣が定める額を支給し、又は返納させるものとする。

8 第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。  
第二条の次に次の一条を加える。  
第二条の二 寒冷地手当は、一般職給与法第二十三條第一項から第三項まで及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員にも支給する。

2 一般職給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。  
第三条第一項中「前条」を「前二条」に、「支給地域並びに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給額、支給期間」を「支給日」を改

め、同条第二項中「第一条第三項、第二条第二項及び第四項」を「第一条、第二条第二項及び第四項から第七項まで」に改める。  
第五条を次のように改める。

第五条 この法律の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に規定する職員に準用する。この場合において、第二条の二第一項中「一般職給与法第二十三條第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三條第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項」と、第三条第二項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるほか、自衛官については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 第一条中「内閣総理大臣が定める日」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間内」と、「常時勤務に服する職員」とあるのは「常時勤務に服する職員及び寒冷地に防衛庁長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む職員」と読み替え、寒冷地手当は、第二条第六項の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に、第二条第一項から第三項まで及び第二条の二第二項による額の範囲内で内閣総理大臣が定める額を分割し

て支給する。  
二 政令で定める自衛官については、第二条第一項及び第二項の規定による加算は行なわない。  
三 第二条第一項、第二項及び第四項中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替える。  
四 第二条第四項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは、職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び営外手当のそれぞれ月額（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額）の合計額」と読み替える。  
五 第二条第六項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員で政令で定める自衛官以外の職員」と読み替える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第二百四條第二項中「石炭手当、薪炭手当」を削る。  
3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。  
第九條第二項中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。  
4 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の

一部を次のように改正する。  
第一条第二項中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。  
5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律百三十五号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「石炭手当、薪炭手当」を削る。

6 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律百七十九号）の一部を次のように改正する。  
第四条第五項中「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」を「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に改める。

7 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「石炭手当、薪炭手当」を削る。  
8 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。  
本則中「人事院」を「人事院」又は「内閣総理大臣」に改め、第四号を次のように改める。

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）  
9 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。  
第二十七條第二項ただし書中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。  
10 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和

二十九年法律百四十一号）の一部を次のように改正する。  
第七条第二号を次のように改める。  
二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定  
11 国家公務員の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第号）の一部を次のように改正する。  
附則第三十五條中「人事院」を「人事院」又は「内閣総理大臣」に、「」を削り、「」の二を加え、本則第四号中「第四条」を「第三条第二項及び第四条」に改めるを、「第二条の二」を加えるに改める。

理

人事院の国会及び内閣に対する昭和二十九年三月十二日付勧告にかんがみ、寒冷地に在勤する国家公務員に対して支給される手当の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野田(武)政府委員 たいだいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。  
本年三月十二日、現行の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の統合、支給額の改定、豪雪があった場合の手当の支給並びに病氣休職者等に対する新規支給及び地域を異にして異動した職員に対する追給、返納措置の確立等を

内容とする人事院の勧告がなされたのでありますが、政府といたしましては、その内容を慎重に検討いたしました結果、これを実施すべきであるとの結論に達しましたので、所要の改正を行なうとするものであります。

第二に、それぞれの級地における寒冷地手当の額は、従来の寒冷地手当に相当する定率による支給額に、従来の石炭手当または薪炭手当に相当するものを加算した額とすることとし、その加算額についてはこれを増額して、たとえば北海道にあつてはその最高額を二万七千二百円に、その他の地域にあつてはその最高額を八千六百円に改定することといたしました。なお、新たに、これら加算額のない地域に豪雪があつた場合は、二千五百円以内の額を寒冷地手当として支給することといたしました。

第三に、病氣休職者等につき、新たに寒冷地手当を支給することといたしました。

第四に、支給日後において、寒冷地手当の支給されない地域から支給地域に異動した職員または支給地域の区分を異にして異動した職員に対し、寒冷地手当を支給し、または返納させる措置を講ずることといたしました。

以上のほか、防衛庁の職員の準用規定につき所要の改正を行なうことといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基づき

まして、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の改正を行ない、公布の日からこれを施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○徳安委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○徳安委員長 栄典制度に関する件について、調査を進めます。本日は、先般政府において決定せられた叙勲の基準等に関しまして、まず、政府より説明を聴取した後、質疑を行ないたいと存じます。総理府総務長官野田武夫君。

○野田(武)政府委員 叙勲の基準につきまして、去る四月二十一日の閣議で決定いたしましたのでございますが、その要綱を御説明申し上げます。

昨年七月十二日に生存者叙勲の開始についての閣議決定を行ないました。この叙勲を行なう基準につきましては、四月二十一日の閣議におきまして、その基本方針を決定いたしましたのでございます。

その概要を御説明いたしますと、叙勲は、国家または公共に対し功勞のある者に広く与えることを原則として、主として戦後における死没者叙勲の先例を参酌し、次の諸点に留意して作成いたしました。

一 国、地方公共団体等の公務に従事した功勞者については、

(イ) 三権分立の趣旨にかんがみて、内閣総理大臣、両院議長、最高裁判所長官の職にあり、成績のあつた者に初めて授与される勲章はひとしく勲一等瑞宝章とし、また内務大臣・両院副議長及び最高裁判所裁判官については、ひとしく勲二等瑞宝章とする。

(ロ) 国会議員については、新憲法下国権の最高機関構成者たるためまゝから、在職一年にして勲四等瑞宝章、在職一年以上勲三等瑞宝章とし、在職二十五年にして勲一等瑞宝章とする。

(ハ) 国家公務員の職のうち、認証官等職務の内容が特に重要と認められる者の初叙は、勲三等瑞宝章以上とする。

(ニ) 地方公務員のうち、都道府県知事及び六都市の市長は勲四等瑞宝章以上とするが、東京都知事以外の知事は国会議員よりも、また市長は知事よりも進級期間を延長する。都道府県会議員、町村長、市区町村会議員についても勲六等以上とし、それぞれ進級期間を調整した。

(ホ) 一般職公務員には、戦前のような年限のみによる定期叙勲を行なわず、一定年限在職した者のうち功績顯著なる者を各省大臣が選考して勲八等以上に叙勲することとする。

以上を通じ、進級に必要な在職年限については、それぞれ職務の重要度を考慮し、旭日章の運用を加味し、適正な調整を加えることとし、また特別功勞のある者は、

年限にかかわらず、特別詮議のできる道を開いている。

二 公務以外のいわゆる民間の功勞者については、尺度の立て方が非常にむずかしいのであるが、国家または公共に対して功勞のある者を広く対象とし、勲六等以上を原則とし、著しい功勞のある者は勲四等以上、特に著しい功勞のある者は勲二等以上の勲章を授与することとし、それぞれ業績、分野を例示した。

三 非常災害等の場合に功勞のあつた者には、官民を問わず相当の勲章を授与すること従前のおりである。

なお、以上のほか皇族、外国使節等に対する勲章の授与は従前の例によることとし、また文化勲章受章者については、その者が他の分野で功績のある場合のほかは、原則としてこの基準による勲章は授与しないこととしている。

さらに勲等に叙するよりも、銀杯または木杯によることがふさわしい場合には、従来のように今後も行なうこととする。

○徳安委員長 質疑の申し出がありませんので、これを許します。永山忠則君。

○永山委員 私は、結論から申し上げます。こういう叙勲につきましては、国民の納得するものでなくてはならぬのでございますから、政府はいたずらにその実施を急ぐことなく、広く世論を聞いて慎重に基準をおきめになるといふことを中心に、世論のあるところ等を加味いたしまして質疑をいたしたいと存じます。

第一に、総務長官は、本委員会が「栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項」というのを調査事項にしておるということをお存じでございますか。

○野田(武)政府委員 前に、過去の政府におきまして、新栄典制度の提案があつたことも存じております。これが審議未了になりましたが実現しなかつた。そこで、その後の政府の中では、ことにいまの内閣におきましては、ことさら新栄典制度をつくるという考えはなく、そうして御承知のとおり閣議決定となつたのでございまして、その間の国会内部における詳細のことはよく存じておりません。

○永山委員 国会におきましても、各党が新栄典法をつくり上げようということ協議をいたして、大体の方向は認めて、それが保管をされておるといふ事実も御存じでございますか。

○野田(武)政府委員 国会においていろいろ御議論になつておるといふことは聞いておりますが、直接成案ができたとはいふようなことも存じませんし、経過の詳細は、私関係いたしませんものでしたから、あまり詳しく存じておりません。

○永山委員 国会では、各党もこれに対しては互いに話し合ひでいこうという態勢も見えております。しかも、この委員会では、栄典制度の調査並びに栄典法案起草に関する事項について調査をしようということになつております。それを委員会のほうへは何ら話もせず、閣議で決定したものをこへ持ち出して説明するといふような、そういう非民主的なことは、これ

はいわゆる委員会を侮辱していませんよ。こういうような考え方に對しては、私は、誠に御反省を求めなければいけません。かぬのでございますが、私は、時間の關係がありますから、御反省を求め、ひとつこの点は院議を尊重して、国会を尊重する——あなたも国会議員なんですから、そういう信念でおやりにならなければいけませんよ。官僚に押しつけられて、そうしてただめくら判をつくという長官であつては意味がない。この点については、私は非常に義憤に燃えておるのですよ。しかし、長官だけではどうもならぬことでありまして、お出になつたときはすでに閣議決定があつたという情勢でございませぬので、この点に對してはやむを得ない点もあるかと存じております。

そこで、その次にこれを見ますと、大体「公務に従事した功勞者について」となつておるのでございますけれども、實際は一定年限在職する在職年限によつて自動的に叙勲がきまるというふうな情勢が、旧來のあり方だつたのです。そういうことは意味がないのですよ。国会議員になつたから、何年おつたら叙勲する。それならば、農村で農業に二十年従事しておるからといって、何の叙勲をやりませぬか。在職してゐるから叙勲をするというところは、旧來のいわゆる戦前の行き方ですよ。ことに私が申し上げたいのは、官吏——国会議員も一緒ですが、これを優位に取り扱うという理由が、どこにございませぬか。戦前の官吏は天皇の官吏で、民間の給与よりは低かつたのでございませぬ。そして政党的な生活によつて首になる場合もあつた。生活に對する安定というものを對して、必

ずしも十分ではなかつた。ところが、最近の国家公務員、地方公務員は、民間給与と格差があれば是正するといふ人事院の勧告もできるよになつてゐる。共済制度もできておる。退職金制度もできておるのであります。しかも、國民の税金から給与をもらつておる。それが何年もつとめておつたという年数でもつて叙勲をするという考え方はそれ自身が、私は間違つてゐると思ふ。叙勲は年限でやるんじゃない。その職におる者が、ほんとうに新憲法に即して努力をした、尊敬すべきであるという人に対して、国会議員でありませぬが、官吏である方が、あるいは民間人である方が、それに叙勲するということに改めなければ、私は新憲法の趣旨に即する叙勲ではない、こゝろ考へるのですが、その点、長官の所見を承りたい。

○野田(武)政府委員 永山さんの御意見は、きつめて傾聴すべき御意見でございまして、大体私も同感でございませぬ。そこで、今回の叙勲の基準を決定するにあたりましては、十分永山さんの御意見と同じ趣旨を織り込んで、たとへばたゞいまお話のありました篤農家というふうな方には、もちろん叙勲する方針でございまして、今度は、決して役人であるとかないとかというところには差別を持っておるものではございませぬ。もちろん官民広く対象といひまして、その内容によつてこの叙勲をきめたいという方針でございませぬ。たゞ年限というだけでその叙勲の対象になるのではない。民間に對しましては、各種各階層みなすべてを重

要視いたしまして、その内容によつて、功績のあつた人に対しては叙勲したいという方針でございませぬ。

○永山委員 民間についてはさうでございませぬが、ここに書いてある。「国会議員については、新憲法下、國權の最高機関構成者たる建前から、勲四等瑞宝章以上とする」このおは、これは国会議員になりさえすればやるといふことですよ。そうして一〇のには「認証官等職務の内容が特に重要と認められる職に一定年限在職した者に授与される勲章は、勲三等瑞宝章以上とする」といふことは、一定年限、すなわちこれは「認証官等」と書いてあるが、これは事務次官をさしておるでせう。(「事務次官は認証官でない」と呼ぶ者あり)認証官等ですか、等といふことばがあるから、そこで事務次官がおるかおらぬか。なおこは上手に書かれても、新聞に発表されたものは、事務次官はこれを勲三等瑞宝章以上、国会議員は勲四等瑞宝章以上、こゝろいうことをちゃんと書きになつてゐる。だから、(〇)にある認証官等といふのは、事務次官は入つてゐるのか、入つてゐないのか。そうして、「一定年限在職した者」と書いてあるのですから、在職によつてやはり勲章を出すといふことでは、民間側は在職には關係ない。ほんとうの篤農家のような者にはやる。ところが、国会議員や役人に対しては、とにかくその職にいたたら、あるいはこの院副議長、最高裁判所判事、これはその職にいたたら勲二等瑞宝章、年限が長ければ一等にする。その職にいたらすぐやるといふことでは、ついで

人間に對して特別に功勞のあつた者にやる。この書き方は、こゝろおっしゃることじゃないのですよ。特別に功勞のあつた者とは何かという、どうしてそれを判定する、どの審議会にかけ、そういうことも何もないじゃないですか。一定年限と書いてあるのだから、年数さえ来たらばやるんだ、そうして国会議員になりさえすればやるんだ、事務次官になりさえすれば勲三等だ、こゝろいうことばでございませぬ。さうすると、長官の言われることは違ふじゃありませんか。すなわち、国会議員や行政官には、とにかくそれになつたならばやる。そして年限を踏んだら上げてやるということであると考へるのですが、どうですか。

○野田(武)政府委員 最初の御質問であります事務次官になつたらすく三等をやるといふこと、「認証官等」についてお尋ねでございましたが、認証官等には事務次官は入つておりませぬ。事務次官には、一般職の公務員の中に入つております。また、たゞいま何か身分がなつたらすくやるのじゃないかといふお尋ねでございましたが、こゝろにも明示してありますとおり、身分が国会議員になりましたからといつてすく勲四等になるものではございませぬ。少なくとも国会議員は、一年以上経過しなければ差し上げないといふのは、その間で国家予算その他重要な法律あたり御審議を願うといふようなことは、やはり国会議員の職務として私は相当大事なことじゃないかと思つております。職務の内容でございませぬ、ただ事務次官になつたら何等等といふようなことなんか、全然考へておりませぬ。したがつて、内閣総理大臣

といへども、内閣総理大臣になつたら、その日すく勲一等ということではございませぬ。やはり一定のある期間があらまして、その間で國家に對して功勞があつたといふことを前提といひしておられますので、いま永山さんのおっしゃつたように、何になつたらすく勲章をやるという考へではございませぬ。

○永山委員 それでは個々にいさすか、国会議員、都道府県知事、六都市長は、在職期間により勲四等以上。在職期間により勲四等以上といふのは、さっきの御説明では、国会議員は一年以上やれば勲四等やる、こゝろいうふうに言われたのですが、一年以上やれば勲三等にしようと言われたのですか。さっきこゝへ配られた文と讀まれた文は違つておるじゃありませんか。

○野田(武)政府委員 たゞ国会議員に當選されたからといつて、すく勲章を差し上げるというものではございませぬ。やはり一年間の審議といふものは、その間の法律案、予算案その他の重要な事項に御参加願う。たとへばよく一年以内におやめになる方もございませぬ。そういう方は、やはり国会議員としての功績がない。その間あるかもしれませぬが、あるならば特別評議のほうで考へます。一応、われわれといひましては、一年間を通して初めて法律案、予算案について御審議を願つて、やはり國家的功績を認める。そこで国会議員の方は二年間いたしますと大体旭四になりまして、四年で三等になります。一期おつとめになつたといふことは、重要なお仕事をなすつた、こゝろいう考へでございませぬ。それで六年以上は旭三になりまして、ここに書

いてありますとおり、十年いたしますと二等、二十五年の永年勤続まで果たされた国会議員の方には一等を差し上げる、こういう考え方でございます。そこで先ほどお話になりましたが、從來と同じだというものはないかと、いうことは、たとえば戦前は、勅任官というものは在職七年で四等になつてゐる。その当時、国会議員はどうかといふと、大体十四年しなければ四等になれなかつた。戦前のいわゆる定期叙勲と申しますか、そういう考え方と今回の叙勲基準というものは基本的に違つてゐるのでございます。

○永山委員 いまのように、二年つとめれば旭四だ、四年つとめれば三等だ、六年つとめれば旭三だ、十年つとめれば二等だというように、年限でやつておるのはおかしくないか、こういうのです。それならば、農村でも十年やつた者は八等をやる、中小企業でも二十年やつたらやるといふことにやつたらいい。そういうように、その職にあるがゆえにということではおかしくないかと言つてゐるのです。それならば、一般公務員で事務次官はどうかということになるのですか。はつきりこれをさせなければならぬことは、すでに毎日新聞にも、法制局長官、各省次官は在職期間により勲三等以上、こういうことを書いてある。そして国会議員は都道府県知事、六大都市長と同じように勲四等以上、基礎としてそう書いてある。だから、事務次官はどういうことになるのですか。

○野田(武)政府委員 国会議員に關して例をお引きになりましたので申し上げますが、何年以上と申したのは、つまりこの叙勲というものは、もちろん国家公共に對する功績でございす。したがつて、大体叙勲というものは、いままでただ年数によつて上がるとかということだけではなくて、その職務の内容が公共性がある、国家性があるというところに基本的な考え方がございす。したがつて、やはり、国会議員を四年おやりになつてゐることは、相当公共的な、国家的なお仕事を担当しておられる、こう考えまして、いわゆる三等ということにいたしました。そこで、いま御比較になりました事務次官はどうかという御質問でございす。これは大体事務次官までには二十五、六年つとめておるといふ間に叙勲のなつてゐるものがある。今回はそういう考えでございせん。今回は大体事務次官は、二十五、六年目にこれを三等にするかせぬか。しかも事務次官になつたからといつて三等とすることではございせん。事務次官就任後の功績、こういうことはわりと厳格に考へておりました。いま永山さんは非常に役人のほうに重点を置いてゐるじやないかと言いますが、むしろ私はできるだけこれは押えたいという考えでございす。しかし、二十五、六年、三十年つとめた者には相當の叙勲をしていいのじやないか。と申しますのは、やはりそれだけの仕事を、その間支障がなかつた。それからこの基準要綱にも書いておられますが、特別詮議の方法を考へておられます。特別詮議の方法を考へても、いわゆる抜群といふは、卓絶した功績の方には特別詮議をもつて他で、弾力的に考へておられますことは、

いま永山さんの御指摘になりましたように、官民であろうが、その間非常にいい仕事をしたということが顯著な者は、特別詮議によつて他の方法において叙勲する、そういう考えでございす。

○永山委員 ですから、事務次官は大体二十四、五年になるから三等以上になるだろうということ、要するにこれも勤続年数ということを中心にしていられるから、したがつて、国会議員の勤続年数の少ない者よりは上だといふ議論になるわけですが、そこで勤続年数というものが、基準としてきめる重要なものに私はなきじやないと思つてゐる。それならば、民間側のほうでも、各職場における勤続年数というものを入れたらどうですか。勤続年数ということには、いわゆる国会議員であるとか、あるいは国家公務員であるとかといふものは、国家のために非常に以上公共性でつとめる、農村におる農民は公共性がなかつたといふことはありせん。いづれも国家のためをやつてゐるのじやありませんか。だから、勤続年数というものを国会議員あるいは国家公務員に入れるならば、一般民も勤続年数を入れたらどうですか。そういう勤続年数を中心にしてやるから、事務次官のほうは結論的には勲三等以上になる。国会議員は、何年以上出てる人はもちろん勲三等以上になる。すなわち、言われまじやうに、四年以上出れば勲三等以上になるでしょう。けれども、それ以下は勲四等であります。そういうふうな年数で格づけをするということになつてきますと、非常に大きな疑問が起きてくるのであります。憲法第四十

一条に、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」この明記されておる。さらに国会法の第三十五條には「議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。」この規定してあるのです。その点から見ると、事務次官より下の者ができるということ、妥当性を欠くということになる。だから、年数主義というものがきつめて妥当性を欠くという結論は、そこに出てくるのではないかと、これを私は特に御注意を申し上げて、これが再検討をされねばならぬというように考へるので、どうですか。

○野田(武)政府委員 お話よくわかりませんが、永山さんにちよつと申し上げておきます。私も決して役人を何年やつたという、役人を尊重してゐるのではないといふことの一つの例証といたしましては、いかに長く役人をやつておりましたも、勲二等以上にはできないことになつておられます。国会議員はもちろん勲一等になります。そういう観点は、私こでいろいろ御説明するまでもなく、実は自分自身の考へ方としては、この案には官尊民卑なるといふことは毛頭考へていないところだと思つてゐる。勲二等以上になれないが努力されても、勲二等以上になれないといふことになつておられます。また、民間におきましても、私はお話をとおして今度生存者叙勲の選考をいろいろやつておられますが、第一の基準は、年限を問題にしてはいけません。おっしゃいます。第一の基準は、一年、二年おやりになつた方よりも、何十年おやりになつた方よりも、何十年おやりになつた方が、極端に申しますと、た

とえば国鉄の機関士なら機関士をやつておられた方、こういう方をさがしておられます。これはやはり長い間おやりになつたといふことは、非常に国家、公共のためにお尽くしにはなつたわけであります。やはり人間のやることですから、どうしても尺度を申しますから、基準というものは置くことになつた。これはある程度の年限をおやりになつた、しかも大過なくほんとうに国家のためにおやりにおつたという方には、それが農村であろうが、中小企業であろうが、また労働者の諸君であらうが、一、二年おやりになつた方よりも十年おやりになつた方が、それだけ公共のためになつてゐるわけだ。したがつて、この期間の算定といふものは、決して何年やつたことではなく、常識的に官民ともに、たとえば自治功労者でも、何十年おやりになつた方はたくさんおられます。この方はいままで褒賞もいたしておられます。また叙勲もいたしたいと思つておられます。ただ自治功労者で一年やつたから、その人が大役を得てゐるから、こういう考へ方で私どもも考へてはいけません。やはり黙々として働いた方、自治のため何十年おやりになつた方、これは尊重すべき存在でありまして、こういう方は、公共のためにお尽くしになつたといふので、ある程度の尺度と申しますか、それにはやはりある程度の年限といふものを相当加味するといふことは、やむを得ないのではないかと申します。そこで、鉱山の中で長くやられた方、こういう方には、やはりわれわれはどこかでさがして叙勲すべきだ、こういう考え方を持つておられます。ただ一律に年限でやるのではない

かということでありませんが、それは年限は相当加味しております。加味しおりますが、考え方の基本は、私は永山さんと大体同じではないか、そういう考え方で、私どももこの問題の処理に当たっております。

○永山委員 時間がございませぬから、ひとつお考え願っておきたいのでありますが、あなたの御意見はわかりませんが、役人あるいは国会議員のほうは、年限主義中心なんです。それから民間側は、功勞主義中心なんです。本末を転倒している。やはり統一基準を置いて考えていかなければいけませんというのです。さらに人口主義、二十五万以上の市長とか、こういう人口主義をもって基準をきめていくということもおかしいです。また、常任委員長は國務大臣と同一級に扱ふべきなんです。こういうような点、非常に不合理なものが多々ある。ことに私は声を大にして言いたいのは、戦没者、戦傷病者、戦争犠牲者というものを、まず先におやりなさい。そうして民間側の部分は、広く意見を聞いて正しい世論の意見を待って、おもむろに基準をきめていいのではないかと。こういうことを御警告を申し上げまして、十分御検討願うということで、私はちよつと次の会合がありますので、質問を留保して終わりたいと思います。

○徳安委員 石橋政嗣君。  
○石橋委員 政府は、四月の二十九日を期して生存者叙勲を行なうとしておるわけです。これに対する社会党の態度は、さきに声明も出してありますし、私も本委員会の質問の中で明らかにしておりますから、すでに御承知だと思つておりますが、反対の立場を明確に

いたしております。したがって、このような不法な叙勲を行なうといつたにしても、わが党の関係者はこれを断つておる態度も、明確にいたしておるわけでありませぬ。

私たちがなぜこれを不法とするかというこれについては、先日申し上げましたから、要点だけ言いたいと思つたのですが、まず第一に、栄典制度は法律によつて行なわれなくてはならぬ。それが今回は閣議決定、政令事項としてこの重要な栄典制度の復活をはかつておるといふことが、不法なものであるという考えの上に立っておるわけでありませぬ。いま一つは、閣議決定、政令による実施という形をとりますので、勢い旧制度の復活であります。そうではないかといふにおっしゃることも、昔の形がそのまま踏襲されておること、はつきりしている。特に象徴的に勲一等ないし勲八等というような形で、ここに格差がはつきり打ち出されておる。しかも瑞宝と旭日の関係でいくならば、十六段階の刻みができるわけです。これは一種の身分的秩序を新しくつくり上げようという、あるいは身分的な差別をつくり上げようという思想にもつながつておるのではないかと、こういうふうな私たちがとらえておりますから、不当なものと思つておるわけでありませぬ。いま一つは、国民のために行なわれるべき栄典制度というものが、国民の声を全然聞いておらないということ、国民の代表たる国会で、この問題について何らかのわりを持たない。栄典審議会というやうなものをつくつて、各界各層の代表を集めて、その中で議論もなされておらない。全く自民党内閣独裁の形で

重要な栄典制度を処理しようとしておる。もつてのほかです。ある意味では、旧憲法下におけるやり方よりも私はずっと悪いと思う。こういうものをどうして私たちが受けることができるか。したがって、一日も早く中止してもらいたいというのがわれわれの要求なのでありますが、認めないからといって、あなた方がどんどん進めておる作業を、かつてにしががれというわけにはいかないわけですね。現実にもう目録の間に第一回の叙勲を控えておるその段階において、かつてにしろといふわけには参りませぬ。認めないながらも、あなた方がやろうとしておられますその叙勲の矛盾なり不当性をただしていかななくてはならぬと思う。本来ならば、所管委員会たる本委員会に、積極的に、政府はこのやうな基準をもつて、このやうな方法によつて叙勲を行なうとするものでありますという報告があつてしかるべきです。それを、委員会から要求がなければ、そのままはおかぶりしていかうという態度自体、許せないと思つておる。

そこで、私は、一体どんな基準でどういふやうな叙勲をしようとするのか、やむを得ませんから、その点、基本線とははずれませんが、ただしてみたいと思つておる。非常に納得がいかないう。昨日、その基準を持ってきたら、い、午前中に要求をいたしました。ところが、夜中に持ってきたら、その持ってきたのを読んでもみますれば、新聞にすでに報道されておるものすら捨てられておるのです。早く持つてきてくれと言つたのに夜中までかかるというの、一体どういふことなんです。この辺に不明朗さがひそ

んでおります。どこまでで発表するか、一生懸命相談をしたのでしよう。そして最小限のところを文書にまとめ持つてきたとしか考えられませぬ。ほかにそんなにおくれる理由がございませぬ。私に持つてきたものをそのまますまきようはプリントして、皆さんに配つていただいたわけですね。それをあした委員会に配つて下さい、そのとき私はそう申しました。本委員会の委員になぜそんな慎重に検討して出さなければならぬやうな基準なのか。すでに新聞に漏れておるものすら、なぜ本委員会に配る基準要綱の中から削らなければならぬのか。こういふ基本的な姿勢にまず問題がありますから、そこからお伺いしたいと思います。

○野田(武)政府委員 この前も石橋さんからお尋ねがございましたので、私もその態度をお答えいたしました。私たちが、今度の叙勲の問題は、これはかつてに政令でやつたものじゃございませぬ、御承知のとおり、すでに昭和二十一年五月、二十八年の九月に、これを閣議でおのおの勲章の問題の閣議決定をいたしております。しかも叙勲につきましても、この前もお答えいたしました。おきましたが、内閣の助言と承認により天皇の国事行為として憲法上にも明らかでございます。もちろん新栄典制度をつくりましますという場合には、これは当然今後法律によらなければならぬというところは、よくわかっております。しかし、いま申しましたとおり、昭和二十一年、二十八年におきまして、閣議においてこれは承認いたしましたので、閣議に決しておことばを返す意味ではございませぬが、社会党内閣

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

の時代にも、その閣議の決定に基づいて、死んだ方に対する叙勲はすべておやりになっております。すでにもう戦争終結後一万余千人に叙勲いたしております。外国の方には、千何百名の方々にこの叙勲が行なわれておりました。これは歴代内閣がこれをおやりになつておりました。そこで、いまの私どもの態度といたしましては、ことさらに旧憲法の觀念を生かすとか、あるいは旧憲法の制度といひますか、叙勲の基準をそのまま持つてくるなんといふことは、毛頭ございませぬ。しかし、今日までは、実は死没者に対する叙勲その他については、大体旧令になつてやつておりましたが、ここで、やはり新しい生存者叙勲制度を決定するにあたりましては、どうしても新しい角度をつくるのが妥当だということで、今回の叙勲基準を決定した次第でございます。その点は、決して旧憲法をそのまま持つてきたといふ、旧憲法の時代の叙勲制度を直ちに持つてきたというものではございませぬ。しかも、これは非常に段階があるんじゃないか、これが同じじゃないか、こういうことばでございます。それも一つのお考え方と存じますが、やはり同じ仕事に携わつておられる方でありまして、やはり国家公共のためにお尽くしになつた方でありまして、三年、五年お尽くしになつた方と、八十年まで五十年も六十年もお尽くしになつた方ということになりまして、おのずからその内容について、功勞といひますか、成績と申しますか、そういうものが、おのずから三年、五年おやりになつた方と五十年もおやりになつた方というの、

やはりその間の差といえますか、お仕事の内容がやはり違っておりませんで、これはひとり日本だけでございませんで、外国の叙勲の制度も、ほとんど幾つかに分かれて叙勲いたしております。御存じのとおり、昔の勲章だといふ考え方は――形は昔の勲章でございませうが、フランスのごときは、ナポレオン時代につくりましたレジオン・ドヌールというような勲章、イギリスのガーター勲章というものは、もうたいへんな年月を過ぎております。ただ形が悪いというのではなくて、私は叙勲の精神とその基準の内容によって批判されるべきものであって、これは幾段階があるからいけないというお考えは、私は決して否定するものではございませぬ、よくわかりませう。わかりませうが、人間社会においては、自然や仕事をしたもの内容は、多少私に違っておるんじゃないかというところ、自然にこういふ幾つかの種類の分かれたと思っております。

また、いまの御要求になりました資料につきまして、午前中言ったのが夜中、私はこれは恐縮千万であります。これは実は閣議にかけました基準と、いまお手元に差し上げた基準要綱というものはほとんど同じでございませんで、これはどうも隠しても、こんなもの隠せるものじやございませぬ。あらわれるものでございませうから……。例を引きますと、国際的な外交の機密事項か何かやっておりますれば、これは何かごまかして隠そうということもできませんけれども、叙勲のごときは、内規を持っておりませうが、現実叙勲をやりますときはあらわされてくるもので

ございまして、ことさらに石橋さんの御要求に何か隠そうという、そういう考え方は毛頭持っておりませぬ。実は打ち明けて申しませうと、おそくなつたのは、これはちょっと速記をとめていただきたいのですが、事情を申しませうと――御了解を得たほうがいいと思ひますから。叙勲の問題でずっと閣議をやっておりますして、事務的に連絡をいたしましたことは聞いておりませうが、それはすぐ差し上げなさいということ、を言っておきませうが、事務的な連中がずっと各省と会議をやっておりますして、時間的におくれたかと思つておりました、決して故意に何か変なところを隠そうというふうな考え方は毛頭ないということ、を明らかにいたしますと同時に、たいへん御要求の時間におくられましたことは恐縮千万であるから、おわびをいたしますが、その真意を決してことさらに隠蔽しようとかどうとかいふようなことではなかつたということ、を御了承願ひたいと思ひます。

○石橋委員 後段の問題から先に片づけておきますが、実は私が資料を要求いたしましたときに、わざわざ課長さんが持つてきていたかなくともけつこうなんです。そこそ走り回りの人がぼつと部屋に届けてくれさえずればいいという意味だった。ところが、おたくの秘書官が、電話をいたしました資料要求をいたしましたときに、それは長官の承認を得ておるのですか、こういうあいさつがあったことは事実です。あなたはそういう気持ちでなくとも、下で仕事をしておる者の頭の中には、何か秘密にしないでならぬじやないかという間違った印象を持っておることは、間違いないのでよ。こちら

が閣議で決定した基準要綱をばいとし言つたら、それは長官の承認を得ているのですか、そういうことをすぐ言つた者がおるのですよ、電話を受けたときに、少なくとも所管委員会に閣議決定できまう程度のもを出すのに、そんなきょうきょうしいことをしなればならぬという自体から出発してはいますから、夜中の九時半ごろ持ってきたことに私が疑惑を持つのは当然ですよ。それだけ申し上げておきます。

それから、いままで一万人以上のうちに死没者叙勲をやつておる。そういう既成事実の積み重ねで生存者叙勲をやつていこう、という姿勢に問題がある。私は思ふ。端的に申し上げて、なると私は思ふ。端の申し上げて、なるとはもう関係はありませぬよ、あの世ではみな平等ですから。なまなましい人間にやろうとしておるから、問題にしているのですよ。文化勲章でも、これは単一級ですから、これまたある意味において問題は無いのです。しかも、新憲法の精神にある程度沿つておるといふ解釈をとれば、これは問題はない。ところが、今度は、先ほど申し上げたように、勲一等から勲八等までの者を、しかもなまなましい人間にやつて、そうして身分的な差別をつくるという、従来のものとはこれは根本的に違いますよ。いままで問題がなかったじやないかというところが、これからやろうとなされることを合理化することには絶対にならないというところ、まず申し上げておきたいと思ひます。それで、先ほど永山委員からも指摘がありましたけれども、この基準を読んでみませうと、結局のところ、勤務年限というものが根本的な基準になつておると思ひませぬ。これはどうしても納得がいかない。栄典、なにかんずく勲章といふようなものは、国家公共に對して功績のあつた者に対してやるべきなんだ。これは理屈として、ある地位に何年間かおれば、これは結局功績なんだといふ考え方は、出てこないといひませぬよ。しかしだからといって、功績というものの評価がむずかしいからといって、在職年数でくくつてしまつてい

ような考え方が、私は栄典制度というものを生かす考え方だとはどうしても思ひませぬ。どこに何年おつたから何等だ、一貫して流れているものはそれです。私も私どもが本委員会でも、社会、民社三党で試案をつくりましたときも、一番懸念したのはそれなんです。だから、三党試案の中で第一番目に勲章授与の基本原則としてわれわれが確認したのは何かと申すと、これは重要ですからちよつと読んでみませう。勲章は、法定の場合のほかは、国家社会に對する功勞のみに対して授与するものであつて単に人の社会的地位又は身分、若しくは勤務年限を基準として授与してはならないこと。これを三党試案の中で第一の原則にしたのですよ。この精神が生かされてこそ、私は栄典といふものが生きてくると思ひます。それが今度は全然無視されてしまふ。何と弁明されようと、勤続年数中心主義ですよ。そうしてまた、特定の地位、そういうものが出たら、自動的に叙勲といふものが出てきますよ。これは承認できないです。功績の評価は、確かにむずかしい。むずかしいからこそ、国民各層の意見を聞くとい

ことが大切だ。一内閣が、どれをもつてどのような功績がなんという評価はできっこないし、するとすれば、これはまことに越権行為ですよ。だから、再三申し上げるように、国民の声をどうして聞か、そのことにまず栄典制度運用の基本を置かなくちゃならぬと私たちは主張しているわけですよ。これが勤続年数中心主義だ、あるいは特定の地位にいたら自動的に叙勲が行なわれるということでない、長官はあくまで強弁されませうか。それからお聞きませう。

○野田(憲)政府委員 基準の要綱をお手元に差し上げてありますが、これはやはり原則はあくまでも国家または公共に對する功勞のある者、これを広く対象とするということにいたしておられます。そこで、いま勤続年限その他を云々といふおことばでございまして、厳密にいいますと、たとえば日本の栄典制度を九千何百万を対象とした場合、この功勞という標準の決定でございませうが、私は石橋さんのおっしゃることは、理論的にはわかりませう。わかりませうが、少なくとも栄典制度を動かすということになりませうと、当然やはり常識的な考え方がそこに含まれてまいりませんと、功勞の評価といふものが非常にむずかしいのでございませう。ざつとばらんに申しまして、一年でもその身分になつたら、地位にいたら勲章をやるというのじやなくて、先ほど申しましたとおりでございませうが、それならば、その身分で何年かやつた者にどうして勲章をやるかという御質問と思ひませうが、これはやはり、まず国会議員の立場から考へませうと、何と申しませうとこれは

第一類第一号 内閣委員會議録 昭和三十三年四月二十三日

選挙によって国民に選ばれて、国民の代表としての仕事に当たる、これがすでに第一国家的な仕事に当たっている、公共のために国会議員は当たっているという事は、明瞭でございませぬ。その方がなられて一年間の業績を考えますと、やはりその一年間において、先ほども永山委員にもお答えしました、重要な法律案、一番大事な予算案、こういうものの御審議を願わすという結果、その予算が成立し、法律案が成立したということは、これは卓絶した功績ということは別といたしまして、その方のお仕事としては、公共のためにやりになった、こうわれわれは判断するのでございませぬ。それが、その間に全然そういう基準を設けぬで、どれが一番功勞者であるかはいろいろな人の意見を聞いてやれというお話でございませぬが、私はどんなに大ぜいの人が――まあそれは国民投票でもすれば別でございませぬが、これはおのおのの見方でございませぬ、大ぜいの人がお集まりになりまして、公平にいくという事はなかなか期待できない点もあるのじゃないか。これは私は決して大ぜいでおやりになることに反対というんじやありませんが、なおかつ公平を保つことができるか、実情を見ますと、なかなか困難でございませぬ。だから、たとえは先ほど篤農家なら篤農家一つ拾い上げまして、やはり何十年間しとして米つくりに当たっておられる、こういうことは、その方によって米の収入が何倍にならなくても、やはり農村の指導に当たるとか、あるいは食糧問題のために何十年おやりになったということが、どうしても一つの基準の――

全部ではございませぬが、一つの尺度になりはせぬか。だから、そういう点を勘案いたしますと、やはりそのお仕事によっての年限というものを全然無視することは、叙勲の基準におきましても、なかなか困難でございませぬ。そうかといって、その身分になったらやる、その地位を得たら即刻勲章が出るという考え方は一掃いたしまして、その地位につかれまして、ある年月はその働きぶりを見る。その年月以内はその方がその職を離れたという場合は、職責を全うしていない、功績がない、こういう考え方でございませぬ。それから、それはそれなりに扱いをいたしていくということ、石橋さんの御意見は決して私否定するわけではございませぬが、この栄典制度を運用いたしますにあたりましては、やはり年限というものを相当加味するということとは、やむを得ない。これが、年限が基本であるということになると問題でございませぬが、これを加えて考えると、これは、私は、実情からいたしましてやむを得ないんじゃないか、こう考えております。

○石橋委員 たくさんの人が集まって相談しても、公正な基準が必ずしも得られるとは限らないとおっしゃいますけれども、有能な人をたくさん集めて得るような基準がでないというならば、なおさらのこと賞勲部あたりの役人中心でやると、どうして公正な基準が得られますか。得られないですよ。そして一応の基準ができてくれば、いま申し上げたように、特定の地位にいたら何等だ、何年つとめたら何等だ、こういうものしか出てこない。しかも、それもあまりくくることのできないから、特例を設けますと云う。特例を認めればなお悪いですよ。政府と党のボスが声かければほとんど上がる、こういう形が出てくるじゃありません。(ボスじゃないよ。)と叫ぶ者あり。実力者と言いまししょうか。事実そういうことをやっているのですから。これで国民の納得のいくような、しかも国民の尊敬を集めるような叙勲が行なわれる道理がないですよ。特にこの、「国家又は公共に対し、功勞のある者に広く与えられる」と書いておいて、あとは「いまま言つたように地位についた場合、勤続年数、そういうものを書く。ほんとうに最初に書いてある国家、公共に対する功勞のある者に対して広く授与するのだ」という基本原則を生かしていくならば、この功績というものはどういふものか、どういふ功績があつた場合か、こういうふうな形が出てこなければいかぬでしょう。ところが、一貫してそうじゃないじゃないですか。みなどの職に何年、どの職に何年、最も弊害のある栄典制度の復活がいま意図されておると断言していいと思ふのです。あなたがあくまでそうじゃないと言ふなら、じゃ一つ一つお伺いしてみましようか。第一番目の、「内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官の職にあって、成績のあつた者に初めて授受される勲章はひとしく勲一等瑞宝章とし」と書いてある。ここにだけ「成績のあつた者」ということがある。あとはないですよ、全部。総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官だけ「成績のあつた者」というのを入れたのは、どういふ意味であり、この場合の成績という

のは、どういうことでございませぬか。○野田(武)政府委員 いまこの成績と書いてありますのは、先ほども申し上げましたとおり、ただ総理大臣になつたから勲一等だ、最高裁判所長官になつたから勲一等だという考え方でございませぬ。しかし、総理大臣と最高裁判所長官とそれから両院議長というものは、やはり三権分立の新憲法の精神にかんがみまして、こういう分け方をいたしております。それから「成績のあつた」ということは、いま申しましたとおり、両院議長となつたからというのではなくて、その間のある程度の年月を経て、そうして大過なくやります。やはり両院議長の職責を果たすというところを見ますならば、これは議長としての職務に対する功勞を認める。その他のことについて成績と書いてないとおっしゃいますが、実は全部に当たつて「成績のあつた者」ということがほんとうの基準になつております。が、おそろくこの冒頭に書いてあるもので、したがつて「成績のあつた者」を省いておると思ふますが、それは全体そうでございませぬ。

○石橋委員 これは基準ですから。しかも重要な問題ですよ、成績があつたかなくつたかということが入るから入らないかという事は、なければ、あつたか、成績は別になくても、つとめればいふのだ、大過なくやればいふのだな、こういう解釈をするのがすなおな解釈ですよ。ことさらにここだけあるから、あとは省略だとは書いてないのですから。しかも、成績というものが問題なんです。総理大臣になつたから必ずしもそのままやるのじゃないとおっしゃる。それでは、それぞれ総理大臣、衆参議長、最高裁判所長官、何年おやりになつたらということになるでしょう。この三者の場合、具体的には聞きませぬよ。年数は同じに扱っているわけですか。○野田(武)政府委員 おのずから違つております。○石橋委員 それじゃもう一つ。この「成績のあつた者」というのを、大過なくという思想がまた問題なんです。消極的な姿勢ですよ、積極的な姿勢としては、功績のあつた者ですよ。ところが、長官さつきから大過なくということばが出る。これは年限主義の片りんをあらわすことばなんです。その職について、大過なくつとめれば勲章をやる。それじゃ、大過なくつとめたかつとめないかの判定を私は伺ひませぬ。どの議長とは申しませぬが、国会の大混乱の事態を招いた、それを收拾するためには、議長がやめざるを得なかつた、こういう事態が過去においてありました。今後もあるかもしれませぬ。そういう人たちは、成績があつたという判定の中に入りますか。○野田(武)政府委員 それは議長をやつておる間に、一つのそのときの現象で混乱したということ、その人が成績がなかつたということも判断できません。在職中の全部を検討いたしまして、そうして議長としての成績を測定するものでございまして、ただ一議会において混乱したからということだけがこの成績の全部ではございませぬ。やはり全体の在職中の功績を、何と申しますか、通案しまして、そうして大体これは成績があつた方だというふうなことを判定するのでございませぬ。一つの国会が非常に混乱したか



ら、議長として全部の功績がなくなつたんだ——あるいはそういう場合もあるかも知れません。私は、そのときの事情、つまり国会の混乱の原因、内容、処理の方法、いろいろなものをも勘案して、そうして、成績があつたかどうかというのを判定するべきだと思つておられます。

○石橋委員 まあ過去にもありましたですよ。結局積極的な功績というよりなもの全然なかつたわけですよ。それどころか、大過なくもつとめなかつたわけですよ。大混乱を招いて、与野党一致してこれは議長にやめてもらわなければだめだということがあつた。あつたと過去のことになるとひつかかりがあるかも知れませんが、将来もあり得ることなんです。積極的な功績もななく、大過もなく終わつてない。とにかく議長だけは何年か、何か月かつとめたという場合は、一体どうなるか。これは具体的な事例ですよ。この「成績のあつた者」ということばが、いかにあまいものであるか、それ一つ説明できないじゃないですか。

引き続きお尋ねします。「國務大臣、衆参両院副議長及び最高裁判所裁判官については、ひとしく勲二等瑞宝章とする。」こう書いてあります。ここで最高裁判所裁判官というのが入つてきているのですが、われわれは本委員会検討したときには、これはあとに出てくる認証官と同格の扱いをいたしておりました。それを抜き出して裁判官だけここに持つてきたのはどういうわけか。もしそれが理屈があるとすれば、これといつても並んで評価されておる検事総長はどうなつておるか。こんな問題も出てくるのですが、

御説明をお願いいたします。  
○野田(武)政府委員 これは先ほど申しましたとおり、國務大臣、それから両院副議長、最高裁判所裁判官を入れましたのは、いわゆる新憲法の三権分立という思想から出ておられます。  
○石橋委員 あとの説明がないんですかね。  
○野田(武)政府委員 検事総長は、裁判官並みに認証官として取り扱つておられます。  
○石橋委員 それじゃ、この認証官のところでお伺いしましょう。「認証官」とあるからには、認証官にもいろいろございまして。本委員会でもいろいろになるのは公使です。また、大使の中でもいろいろございまして。こういう大公使、これを全部認証官にするには非常に疑義があつて、再三本委員会に注文もつておる。附帯決議までつけたことがございまして。これは全部認証官として扱われるのでございましてか。  
○野田(武)政府委員 大公使は、ここに書いてあります。認証官とは別に扱つておられます。  
○石橋委員 しかし、これは「認証官等」と書いてあるんですよ。認証官を全部包括されて、そのほかに「等」があるんですよ。認証官の中の一部というふうには、どう見ても認めないんですかね。  
○野田(武)政府委員 このことばでそういう誤解を受けるおそれがあるというところは認めません。しかし、実際申しますと、大公使の中には、やはり二等になる人もいます。三等の方もおりますので、別個に取り扱つておるのであります。これは実際のこととして申

上げます。  
○石橋委員 少なくともこれは閣議決定の基準ですからね。そういうあいまいなことではいけないんじゃないですか。「認証官等」とあれば、認証官は全部この中に入るとだれだつて読みますよ。そうじゃなかつたんだなんてあつて言つたつて、トラブルを起すだけじゃありませんか。そうしますと、会計検査院長とか人事院総裁、国立国会図書館長といったようなものは、やはりこの分類の中に入れておられるわけですか。  
○野田(武)政府委員 別にしてあります。そこに大公使なんかと一緒にしてあります。  
○石橋委員 そうすると、この「認証官等」の中には入らないというんですか。  
○野田(武)政府委員 ちょっといま間違つておりました。会計検査院長は、やはり「認証官等」に入つておられます。それはやはり二等の人も三等の人もあるということになっておられます。  
○石橋委員 またその辺があいまいなんです。結局私がお伺いしているのは、会計検査院長、人事院総裁、国立国会図書館長というのは、この「認証官等」として扱われているのかという点です。  
○野田(武)政府委員 いま御例示になりましたのは、その「等」の中に入れておられます。  
○石橋委員 今度は一つ戻りまして、国会議員について書かれております(四)の項、これに関連して、今度は内閣官房長官、総理府総務長官、法制局長官、官内庁長官、それから従来の例によりまして、東京高裁長官、両院事務

総長、両院法制局長というような職があるんですが、こういうものはどこに含めて考えておられるのですか。  
○野田(武)政府委員 いまの御例示の中の官房長官というふうなものは、やはり國務大臣にならうというふうな項に入つておまして、それぞれ「認証官等」におきまして、必ずしも二等にならない三等の人もありますので、大体いま各おあげになりましたものは、一応「認証官等」の中に入れておられますが、別に区分をいたしておりません。  
○石橋委員 そうしますと、大学の学長、国家公安委員長、公取の委員長というふうなものも、これと同列に扱つておられるわけですか。  
○野田(武)政府委員 そのとおりであります。  
○石橋委員 だんだんそうして明らかにしていけば、もうはつきりしてくるわけですが、とにかく特定の地位について何年かたてば勲何等かがもらえる、そういう思想で買かれておることにはつきりしていますよ。このことを私も一番懸念しているわけですよ。一体そういうことでのいいの。あらためて勲何等という格づけを与えて、いよいよ地位、身分といったようなものに差別を設けて、特権意識を植えつけるような、そういう意味のない栄典に終わつてしまふじゃないか、こういうふうに私も思つておられます。本衆議院におきまして、過去においてはこういう決議すら行なわれておるのです。これは三十年一月二十一日の衆議院本会議において満場一致可決いたしておられますが、とにかく勤労者、農業者、芸術関係者等に対して十分に

考慮が払われなくちゃならぬ。従来の勲賞制度というものは、こういう分野が非常に不十分だ。今後適切な措置を講じてこの弊害をなくせという意味の決議すら行なわれておる。目を政治家や役人に向けるのではなくて——この人たちは、もう社会的にある程度地位も確保した、それなりの恩典にも浴しているわけだ。その人にあつたため勲章をやる必要はないですよ。ほんとうに恵まれない層の人たちの中から、国家、公共のために何か仕事をした、功績があつたというふうな人たちを引っぱり出していく意味の栄典、こういう考え方に立たなければ意味ないと私は思う。ところが、そういう点では全然これは配慮されておられません。民間民間とおっしゃるけれども、結局民間人、特に高位の勲章をもらうような人、一つの場合でもいわゆる財界人、実業家、そういうふうな人たちに限られておるのがいままでの例であり、これからもそうなるとおそらく想像されるのです。下のほうの勲八等か勲六等以下くらいはもらえるかもしれない。しかし、いわゆる大別して民間人とされる人たちが、その上のほうの勲章をもらえるチャンスなんというものは、皆無といつてもいいと思う。こんな勲章にだれが敬意を払いますか。みんな政治家や役人がいい勲章をべたべたつけて歩く。みっともないだけですよ。もの笑ひになる。これは真剣に、いまからでもほんとうにおおきな。私は、長官は野人である。そういう気持ちが一番びつたりわかる人だと思つておられるのです。見込みがなければ、こうしつこく言ひませぬよ。ほんとうに国民の尊敬を集め得る

九





を尽くしたい。その例をいたしましては、いままでなかったことをごさいます。昨年八月十五日に日比谷でもって、国が主催いたしました。英霊の合同慰霊祭も行なっております。私どもは、ただ生存者叙勲になるから、戦没者につけたりつけなければやましからというような、そんな便乗的な、しかも作偽的な考案でやっておりますものではないということをはっきりお答えいたしておきます。

○徳安委員長 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がございしますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 先般質問をいたしました中でまだ納得のいかない点が残っておりますので、きょうはその問題について問いたしてまいりたいと思っておりますが、これは賠償部のほうから「賠償および経済技術協力履行状況総括表」というのをいただきました。この内容は間違いございませんか。このほかにはありませんか。

○下部説明員 間違いはありません。○村山(喜)委員 私はまだ記載してないものがあると思う。それははっきり言いますと、ビルマの第二次協定が効を上げて二十二年間、四十年から支払いをする一億四千万ドル、これは書いてございませぬ。

○下部説明員 お答え申し上げます。この表は「賠償および経済技術協力履行状況総括表」ということになっておりますので、現に施行されておりますので、現に施行されているものをごさいます。したがって、ビルマの経済技術協力協定の効が来年の四月十六日でございますので、これには入れてございません。

○村山(喜)委員 そういふような角度からつくられた資料であればそれでもよろしいわけですが、これ以外にはないのかと言ったら、ないとおっしゃった、いまあるじゃありませんかということをはきは言ったわけですが、それでは問題は、賠償部を廃止して経済協力局の下に置くというのですから、賠償と経済協力とのウエイトが今後どのようなようになっていくかという立場から資料をお出し願いたいということに要請をしてお出しを願ったわけですから、現在履行をしているものだけが出されて、将来、それが出てくる可能性のある、現実には協定が結ばれて来年の四月十六日から効力が発効をする、そういうようなものまで、予定をされておるべきものまでこの中にお出しにならないければ、比較的検討ができないという結果になるわけですね。これを調べてまいりますと、賠償に伴う経済協力の内容は、総額七億四千六百六十万ドルであるようであります。これのまだ未済額が、このビルマの新賠償の分まで含めると、一億八千万ドルということになりますね。その数字は間違いございませんか。

○下部説明員 この五億四千二百三十九万ドルに一億四千加わりますので、六億八千二百三十九万ドルになる

と思ひます。

○村山(喜)委員 そこで先般大臣にお答えいただいた中で、私ははっきり記憶をいたしておりますが、対中国との問題は、これは賠償問題はすべて片づいたんだ、こういう御見解であるようでございますが、そこで大臣にお尋ねをいたしますが、日華平和条約に基づいて、蔣介石は日本に対して賠償を請求しない、こういうことになっておりますけれども、中国の、現在中共が政権をとって支配をいたしております中国との問題は、これはまだ戦争状態が終結をしていない今日の情勢の中にあるわけですが、そういったしますならば、将来の問題として、好ましい好ましくないにかかわらず、これらの問題は、いざれ中国との間に国交を正常化するという事態が出てくる。そのときには、その賠償なり経済協力の問題が出てこないものと判断をされて、賠償はすべて終わったんだ、もうすべて協定は終結をしたんだ、こういう御見解をお持ちになつておられるかどうか。その点、大臣は先般そのように説明をされましたので、お答えを願っておきたい。

○大平國務大臣 日本政府としては、いま御指摘のような見解をとっております。中共政府がそれをどう受け取りますかは、これは別問題でございますが、日本政府としてはそういう見解でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますならば、蔣介石との間に、台湾政権との間に協定が結ばれた。その支配している国内の中身は、これは台湾並びに澎湖島その他附属の諸島に限られないで、中国一円を網羅しているという見

解に基づいて、協定を結ばれたわけですか。その点はいかがですか。

○大平國務大臣 日華条約の解釈につきましては、たびたび本院でも申し上げておりますように、日華条約の中の条項によりまして、たとえば戦争終結の問題とか、賠償の問題とかというものは、賠償の限定がないもの、日本政府は解釈をいたしております。台湾、澎湖島という地域的限定がある

○村山(喜)委員 当時はそういう見解をおとりになつても、国際的な情勢でそのような情勢解釈も成り立つたかもしれないけれども、今日の段階においては、池田総理大臣が国会の施政方針演説の中でも触れられましたように、現に六億五千万の人口を有し、中共政権が厳然として存在している事実については、これを事実として認識をしていくという立場から問題を提起されておられる、そういうような事態から考えてまいりました場合に、すべての賠償、経済協力、その他の問題は、中国については完結をしたものである。こういう認識の考案で今後押し通していく自信がございませぬか。その点、再度お尋ねをしておきたい。

○大平國務大臣 日華平和条約の解釈をいたしましては、歴代の日本政府は、ずっとそういう解釈をされておるわけでございます。それを中共政府がどのようにおとりになりますかは、こ

れは別問題でございます。私どもは、そういう解釈で終始いたしましたと思っております。

○村山(喜)委員 この賠償部を廃止して経済協力の中に繰り込んでいくという考案の中には、いまのその中国問題がまだ明確に、今後の現実の問題として、これは賠償をすべきであるとか、経済協力をすべきであるとか、そういう時点からの問題ではなくて、日本が満洲事変以来大東亞戦争に至るまでの間、中国において中国の民衆に対して甚大な被害を与えた。このことは歴史的事実として残っているわけですね、だから、日中間の国交回復の問題の中においては、当然これらの問題がどのような合意点に達するかいなかば別といたしまして、その間において論議されてくるような形になつてくる。そうした場合には、賠償という問題は、将来において予見される情勢もなきにしもあらず。このようなことを考えてまいりました場合に、賠償の問題は片づいた、だからもうこれで経済協力の一環として賠償の問題も処理していただく、こういう外交的な方針が、今度の設置法の中においてとられようとしておる。しかも内容をみてみれば、まだ未済額が六億八千万円も残っている。経済協力の分は七億四千万ドル余りありますが、そういうような情勢の中にあつては、はたしてそういうような機構を改革をされることが正しいかどうかという点について、どうも納得ができません。この経済協力の一環として賠償の問題を進めていくんだという考案方は、このよう未済額が残っている以上、まだ賠償部というものを存

存

続させるべきではないかと私は思うのですが、その点は差しつかえないのかどうか、大臣のお答えをお願いしたい。

○大平國務大臣 この前の委員会でも御答弁申し上げましたように、賠償の仕事は、道がつきまわして、提出いたしました書類にも明らかだとしておりましたように、順調な進捗を示しておりますわけでございます。これから新しく賠償の支払いの方法、それを担当するメカニズムの問題につきまして、それを考えなければいけないというようなことはわれわれは考えていないわけでございます。従来きめて、その軌通の上で処理ができておりました。このやり方で、残っております賠償も消化できるといふことを確信いたしておるわけでございます。すなわち、賠償の仕事は、もう企画立案の段階でなくて、すでにきまった軌道の上で実施してまいるといふにすぎない状況になったといふことが、今度の賠償部廃止の一つの理由でございます。

これから第二の理由といたしまして、わが国の特殊性として、経済協力一般の中で賠償が占める割合は、相当大きかったのであります。しかし、毎年の経済協力が二億七、八千万ドル程度になっておりますが、そのうちで、賠償のような贈与的なものが七千万ドル程度でございます。ウエートから申しましても、その他の一般の経済協力のほうがずっとウエートが大きくなっております。賠償は期限がございます。これは順調に進んでおりますので、やがて経済協力一般のほうのウエートがだんだん大きくなってくるわけでございます。そういう趨勢もござ

いますので、経済協力局の中で賠償の実施の仕事を一掃に担当さすというようにいたしました。この仕事を遂行する上において全然支障がない、そういう判断に立ったわけでございます。

○村山(喜)委員 賠償部長にお尋ねをしますが、タイ特別円、これはあなたのところ取り扱いはしてありますか。

○ト部説明員 私のところで取り扱っておりません。

○村山(喜)委員 アメリカとの間のリオア、エロアの返済の問題は、どこで取り扱いますか。

○ト部説明員 アメリカ局で取り扱っております。

○村山(喜)委員 このタイ特別円の性格は、これはやはり賠償に準ずべきものだ、こういうようならえ方を差しつかえないですね。

○藤崎政府委員 どういう仕事を賠償部に属せしめるかということ、その経済協力案件の性格というようなことではなくて、実際の事務処理が賠償と似たようなやり方をするかどうか、そういうのもっと実地的な見地からきめておる次第でございます。

○村山(喜)委員 実際のな仕事は賠償に準ずるから、賠償部で取り扱いはされておるのだらうと思つて質問をしていられるわけでありませう。賠償及び経済技術協力、並びに賠償に伴う経済協力の内容等を拝見をいたしますと、ここでいって賠償部を廃止しなければならぬい種々な理由が、私にはどうも納得がまだできかねるわけでございます。この点については、将来の問題としては経済協力のほうにウエートを占めてくるであらうといふことは思ひます。

が、現在の時点においてそのほうが正しいかどうかということについては、まだこれから新たに発効するビルマの第二次協定の分等も残つておる。こういうふうな状態の中ですら、その義務履行額はまだ半分にも達してない。四六・八%にしか達してないという状況の中にあるわけでございます。こういうふうな状況を考へてまいりますと、まだ少し早いんじゃないかという気がするので、これは意見であります。

次に、あつせん所を廃止して、移住問題は事業団一本の姿で今後やられるようになったわけでありませうが、これはいゆる主務官庁として外務大臣が専管大臣として今後仕事をやっていくというたてまは、いままでの二元的な方向によつていろいろの犠牲等が出てくる状況から、歓迎すべき問題だと考へるわけでございます。しかしながら、この際あつせん所を廃止して、農林省のいままで担当しておつたもの等も含めて外務省がやっていくことになりませう。

また、過去において発生いたしました移住者の処遇に對するところの問題点がまだつきりしない形の中、外務省としては解決したと言つておるわけでありませう。関係者の人たちは、まだどうも納得できないという考へ方を持つておる。そういうふうな形の中で、今後の移住行政が過去のものにはふたをした上で行なわれるといふことになりませう。今後の移住行政の上において非常に問題が出てくるのではないかと懸念いたしますので、先般質問をいたしましたわけでありませう。その後ドミニカのトルヒーヨにあるハラバコアの移住に對す

る契約書というものを手に入れました。調べてまいりますと、その当時の契約書を農林省の専門家が参りまして指定をして、現地に行つてみたら、政府指定の種目しかつくらせない。しかも自家用を認めない、そして適地以外も草をはやしてはいけないとか、あるいは百タレアくれるはずであったのが五十タレアしかくれない。さらにドミニカのコロナ法によつて、十年以上でないといふ所有権をもらえない。こういうことや、またいゆる農業的環境的條件が悪くなつて、そつてさいの川原のようになつて、耕さなければならぬといふこと、当時写真等も私もらつておるわけでありませうが、この契約書の中に、財団法人日本海外協会連合会が、移住者の責任に帰し得ない理由で入植が不可能になつた場合には、その送還に對して一切の責任を負ふといふことが出ております。これに基づいて送還はされてきた。ところが、当時海

外の事情は、移住者にはよくわからな

いわけでありませうから、この海外協会

の連合会から出てまいりました資料等に基づいて、内地にある財産を全部処分して持つていってそれをつぎ込んだけれども、それは全然ゼロになつておる。そして帰つてきたら生活保護を受けなければならぬ。こういう状態の中に追いついていったのは、その責任を持つという体制が当時なかつたといふこと、そして移住者に一切犠牲がしわ寄せされてきた、こういうところに責任があるといふようにわれわれも把握をしておるわけでありませう。そうなつてまいりますと、今後、海外移住事業団を外務省がおつくり

なつて、移住あつせん所を廃止される、その行政的な責任というものは事業団の責任だといふことにすべ肩がわりをして、外務省の責任というものは、移住事業団がやつたからだといふこと、今後の移住行政の責任をおとりにならないのではないかと懸念も出てくるわけでありませう。今後の処理方針と同時に、当時のこのドミニカから帰つてまいりました諸君には、見舞い金で片がついたのだといふ説明でありますけれども、この見舞い金で片がついたのかどうか。関係当事者の人たちは、その後お話しになったのかどうか。移住局長のほうから御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答えいたします。いまのお話のドミニカの問題は、先生お述べになりましたとおり、非常に不幸な事態になりました。いろいろ手違いもございましたので、いろいろ手知のとおり、就職あつせん、住宅あつせん、その他もう一度南米に行きたいといふ人には、南米に行かせるために渡航料を貸し付けたりいたしました。大部分の方が安定した生活に入られたといふふうに私は考へております。ただ、まだ二、三お困りになつておる方もおられるのでありませう。事業団、それからわれわれのほうにも、ときどき御相談にいらつしやいます。われわれも、十分にこの方々にはお世話をしたと思つておりました。われわれでできるだけのことをやつておるつもりであります。

それから第二点の、あつせん所を事業団に移しまして、移住の關係の責任を全部事業団に負わせるかどうかとい

は、現在の時点においてそのほうが正しいかどうかということについては、まだこれから新たに発効するビルマの第二次協定の分等も残つておる。こういうふうな状態の中ですら、その義務履行額はまだ半分にも達してない。四六・八%にしか達してないという状況の中にあるわけでございます。こういうふうな状況を考へてまいりますと、まだ少し早いんじゃないかという気がするので、これは意見であります。

次に、あつせん所を廃止して、移住問題は事業団一本の姿で今後やられるようになったわけでありませうが、これはいゆる主務官庁として外務大臣が専管大臣として今後仕事をやっていくというたてまは、いままでの二元的な方向によつていろいろの犠牲等が出てくる状況から、歓迎すべき問題だと考へるわけでございます。しかしながら、この際あつせん所を廃止して、農林省のいままで担当しておつたもの等も含めて外務省がやっていくことになりませう。

また、過去において発生いたしました移住者の処遇に對するところの問題点がまだつきりしない形の中、外務省としては解決したと言つておるわけでありませう。関係者の人たちは、まだどうも納得できないという考へ方を持つておる。そういうふうな形の中で、今後の移住行政が過去のものにはふたをした上で行なわれるといふことになりませう。今後の移住行政の上において非常に問題が出てくるのではないかと懸念いたしますので、先般質問をいたしましたわけでありませう。その後ドミニカのトルヒーヨにあるハラバコアの移住に對す

る契約書というものを手に入れました。調べてまいりますと、その当時の契約書を農林省の専門家が参りまして指定をして、現地に行つてみたら、政府指定の種目しかつくらせない。しかも自家用を認めない、そして適地以外も草をはやしてはいけないとか、あるいは百タレアくれるはずであったのが五十タレアしかくれない。さらにドミニカのコロナ法によつて、十年以上でないといふ所有権をもらえない。こういうことや、またいゆる農業的環境的條件が悪くなつて、そつてさいの川原のようになつて、耕さなければならぬといふこと、当時写真等も私もらつておるわけでありませうが、この契約書の中に、財団法人日本海外協会連合会が、移住者の責任に帰し得ない理由で入植が不可能になつた場合には、その送還に對して一切の責任を負ふといふことが出ております。これに基づいて送還はされてきた。ところが、当時海

うお話であります。この点は、たとえドミニカが例になつたのでございませうが、ドミニカに移住をさせるかどうかというふうな点については、当然外務省が責任をとつてこれを決定するわけでありませう。そしてその移住先が決定したあとで実施をいたしますときに、実施段階において事業団がやる、こういうふうにお考え願つたらいいと思ひます。

○村山(喜)委員 これは本人の責めに帰すべき理由によつて引き揚げてきたのであれば、これは国のほうとしては考へる必要がないわけでありませう。けれども、これは当時、現地から南米のほうに転住をしたいということで申し入れがあつたわけでありませう。それに對して大蔵省のほうでは、だめだといふことを飯島三男事務官が言明をして、そうしてやむを得ず転住ができないうことと引き揚げてきた。そして今度再度ブラジルのほうに送る、このようになつたことがとられておるとるに、私は問題があると思ひます。國が移住政策として、政策の一環としてこれをおやりになる以上は、それについてはやはり責任をお持ち願わなければ、移住行政というものは發展をしないとと思ひますが、外務大臣いかがでありますか。

○大平國務大臣 移住の実務を事業団に一元化したといふことと、外務省が責任を回避するつもりではないのでありませう。移住事業団のまず第一次の責任体制を確立することが、第一だと思ひます。事業団の移住事業実務の遂行が十分でないといふことに對する責任は、これは外務省の責任で

ございませう。各段階におきまして明確な責任体制をつくり上げることが、村山委員の御指摘のように、仕事につきまして実のこもつた責任の持てる仕事を残すゆゑであると思ひます。それから現地の状況の調査でございませうが、ドミニカ問題などというものは、移住の事前調査というものが不十分であつたことから起こつたこととございませう。したがつて、移住政策の基本は、そこに一つあると思ひます。現地の公館並びに事業団に對しまして、特に力点を事前調査に置いてもらいたい、前車の轍を踏むことのないようにといふことを非常にきびしく注意いたしておるわけでございます。

それから第三点といたしまして、しかしながら人間のやることとございませう。そこが現実に出てきたといふ段階におきましての処理でございませう。移住者に対して國が全的に責任を負うという体制になつていないわけとございませう。われわれは行政当局といたしまして可能な限りのことはいたすわけとございませうが、本人の責めに帰する理由でなくて引き揚げなければならぬといふような羽目におちいた例は、殷鑑遠からず、太平洋戦争のために多くの引き揚げ者があつたこととございませう。その場合に、その人たちに對して政府が措置いたしましたことと、そして移住事業の失敗に基因した引き揚げ者の場合に甲乙をつけることは、政府としてはできないわけとございませう。政府としては、特に新しい立法ができましてそういうことがやれる権能が与えられない限り、それはできないわけとございませう。与えられた

行政権の範囲内におきましては、あらゆる本人のしあわせのために御相談に乗り、お力になつてあげるように親切に配慮してまいることは、これは十分やるべきだと私は思ひます。

○村山(喜)委員 時間がありませうのでやめませうが、当時、引き揚げ者に對しましては見舞い金をお出しになりましたね。これは終戦直後外地から引き揚げてまいりました者に支給をされた國債の金額と見合うものでありませう。いま内閣に、今回も外地から引き揚げてまいりました者の調査会を設置をして、今後の問題等を処理していくように政府のほうで考へていられるようでありませうが、そうなつてまいりますと、もし將來において引き揚げ者に対する給付金が増額をされるといふことになつた場合には、ドミニカから移住政策の失敗によつて引き揚げて來ざるを得なかつた人たちも同列に取り扱つていふことに、大臣のたたいまのおことばかりは推察できるわけでありませうが、そういうふうにお考へて差しつかえとございませうか。

○大平國務大臣 外地から戦争の終つたあと引き揚げられた方々に對しましては、国会に法律を出しまして、引揚者給付金等支給法であつたと思ひますが、私もその審議会の委員として心配いたしましたのでございませうが、これはそれと原因が違いますので、ドミニカから引き揚げられた方々に、この法律によつて交付公債を交付するといふようなことはいたしておりませう。これは行政府の措置として可能な限り、たしかおとなの方は一百万円であつたと思ひますが、心ばかりのお見舞い金を差し上げたといふこととございませう。

す。將來、しかし戦後処理の問題といたしまして、もつと大規模に調査機関が設けられて、そうしてあらゆるそういう引き揚げ者一般に對してどういふ施策を政府としてとるべきかといふような立法政策の問題といたしましては、こういう問題を取り上げるべきか、それとも別途処理すべきか、そのときの立法政策上の論議があるだらうと思ひますが、引き揚げ者の給付金制度によつて支給いたしておるわけではないといふこととございませう。

○伊能委員長代理 田口誠治君。○田口(誠)委員 大体村山委員が法案の内容について総ざらひに質問をされましたので、私は、それに関連をして、漏れておる面をお伺いをいたしたいと思ひます。

それでいずれにいたしましても、日本の國としては、経済協力という面から、後進國に経済援助を行なつて、そうして大きく貿易の面を期待をいたしておるわけとございませうが、そういうことから考へてみますと、この低開發諸國に對する援助というものについては、大きな政治的、経済的、社会的な面があるわけとございませう。そこで、私こそお伺いをしておきたいと思ひます。これは、いまの後進國と言われる低開發國は、先進國の経済援助がなければ、これは私どもの希望しておるような、ひとり立ちのできる経済体制が確立できて、そうして貿易をどんどんとやれるような國にはならないかどうか、ほつておいてはならないかどうか、これをまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 もちろん引き揚げ者の給付金によつて、國債を家族数等に合せて支給をされた、その法律に基づかないこととあることは知つております。しかしながら、それと見合うものであるといふ考へ方ですね。大臣先ほど説明をされたわけとございませう。將來その問題から發展推測をすれば、それらの均衡を考へていかなければならないのは、これは法律の有無にかかわらず、政策的な問題だらう、そういうような立場から、ドミニカの移民政策といふのは、その地域においては明らかに農林省の適地調査が間違つておる、そのために、しかも条件が初めの条件と違つてきて引き揚げざるを得なかつたわけとございませう。先ほど大臣がお答へになりましたように、見舞い金といふものも、同列の水準において——本人の責任において引き揚げてきたのではない、そういうふうなことから考へていつたら、同じように処遇をされる行政的な措置を今後においてもおとりを願うように、私は、この際要望を申し上げて、質問を終わります。

それと申しますのは、ちよつと資料は三年ほど前の資料でございませうけれども、後進國とそれから先進國との一人当たりの所得水準といふものは、非常に違つたわけとございませう。これは私の調べた資料からいいますと、先進國の場合には千二百五十五ドルといふことになつておられますけれども、後進國の場合の平均は百二十ドルといふことと、十対一といふこととございませう。こういうふうな実態の中において一人立ちのできる國をつくりをするには、後進國にはどうでも経済援助を行なわなければならぬのか、この点について、外

務大臣として認識しておられる程度のことをお述べをいたされたかと思ひます。

○大平國務大臣 その点非常にむづかしい御質問でございます、つまり後進国といわれておる国々が産出する産品、特に第一次産品の値段が非常に強くて、国際市場でほとんど需要もふえ

るといふ状況でございますならば、援助の問題といふのはそんなにやかましい問題にならないかと思ひます。朝鮮事変、戦後の状況を見ますと、ああいう大戦争があつた戦後は、たいへん第一次産品の需要が多く、値段も強くて、世界では、援助の問題といふよりも、もう後進国が比較的潤つた段階があつたのでございます。ところが、その後世界が平和になつてまいりまして、だんだんと一次産品の値段が弱くなつてまいりまして、そしてこれを何か国際的に値段を維持せなければならぬ。ついでこの間国会でも御承認をいただきました国際コーヒー協定というものが、後進国の外貨収入をふやすために、普通の自然に形成される価格よりも高い水準に政策的に国際協定によつて維持しようじやないかというやうな、こういう段階におきましては、後進国の外貨収入の面から申しまして、国際収支の立場から申ししまして、まず貿易ができるようにしてあげなければいかぬし、また有利な、低利な援助を考えなければならぬ、そういうことになると思ひます。したがつて、一般的に後進国といふのはどうしても援助が必要かといふと、それには条件があるのでございまして、その産品がよく売れる、高

値で売れるという状況がなければ、やはり援助という問題はどうしてもつきまといつてくるのではないか、私はそう思ひます。

○田口(誠)委員 私、時間がありませんで、一つ一つの国をあげることはできませんが、後進国といへば、大まかに言つて、アジア、アフリカ、中近東、中南米といふことになりまして、東、中南米といふことになりまして、一口に申し上げて、いまここで申し上げました国々の経済状況から見まして、やはり後進国は、経済協力がなければならぬ。私どもの期待しておるような経済体制がなかなかできず、また日本の期待しておる、そうした国々へも貿易を盛んにするといふことが、困難であるやうに考へられるわけなものであります。それで対照して調べてみました、非常に先進国に比較して低所得です。それから貯蓄額が非常に少ない、低貯蓄です。それから投資も全く低い、低投資になつております。それから生産性を見ましても、非常に低い。こういう悪循環からいまして、どこからかやむ援助を求めなければ、こうした国々

と日本が貿易を再開して、そうした日本品の品物をどんどん買つてもらうやうな経済力をここにつけるということができないといふのが、実態であるわけなんです。そこで、もしこれが資金があつたとしたらどうかといふと、やはり資金が調達できても、いまの行政組織の不備、それから計画性、実施能力、こういうものが非常に欠けております。技術者が非常に少のうござい

ます。熱練労働者も不足しております。こういうような関係から、たとへば資金調達ができたとしても、なかなか経済発展といふことを理想的に行なうことができないといふことである。こうなりますと、日本の経済協力という面も、相当考へてやらなければならぬと思ひます。今日までなされた面について非常に不満な点のある国々はありませんが、一つ一つ申し上げておつては時間がございます。せんから申し上げませんが、こういうやうな状況下において、なお今後経済協力の面について政府が行なうとすれば、大体今日の日本の経済力の地理的な援助分布といふやうなものは、やはり考へておられなければなりません。現在もどういふやうな分布になつておるかといふことも検討の上になつてやらなければならぬわけですが、ちよつとこまかい内容になりましたので、こまかいところまでは、大臣から説明を受けなくとも、局長からでもよろしゅうございします。けれども、大まかな考へ方としては、まず大臣からお答えを願つて、分布状況については、ひとつ局長のほうから、なるべく詳しく説明をいただきたいと思ひます。

○大平國務大臣 仰せのように、非常に低所得でございますし、民族資本の蓄積といふものも乏しい状況でございます。その上に行政能力、衛生状況、生産性の状況、教育水準も、もう問題だらけだと思ひます。そこで、そこでわが国といたしましては、いま経済援助と申しますと、主として資金、資材方面の援助を考へがちでございますけれども、実は日本が一番最初始めたのはコロポ計画でございます。一四五四年から始めておりまして、す

に四千名ぐらいの留学生を受け入れております。多数の技術者を現地に派遣してありますし、技術センターもアジアの各地につくつておりますし、最近アフリカのほうにもつくりかけておるわけでございますが、つまり広い意味の技術協力、これには教育、衛生、その他の協力も含めてやつてまいつておるわけでございます。それがどうしても資金の援助より先行して、あな

○西山政府委員 御質問の地域別の事情でございますが、通常後進国援助の概念の中に含まれる贈与と申しますか、たとえば賠償のごとく無償で供与するもの、それから技術協力のごとく、大部分の技術供与のごとく、無償で日本が後進国に人を派遣し、ないしは人を受け入れて技術協力をやるもの、そういうものの贈与、それから直接借款と申しますか、たとえばインド、パキスタンのごとき国に円借を与

えまして、信用供与をいたしております。それから五年以上の長期の延べ払いのもの、それからまた民間におきましても、長期の延べ払いの輸出をやつております。それからいろいろの国際機関、多角的な目的を持ちます国際機関に金を供与いたしまして、その機関が後進国援助に貢献しておる、こういうものを全部を含めまして、日本の地

域的な配分を考へますと、一九六二年につきましては、アジア地域が五二・二%、中南米が三五・二%、それから中近東は六%でございます。この内容は、アジア地域につきましては、先ほど申し上げました贈与につきましては、贈与のうち九%はアジア地区と相なつております。

○田口(誠)委員 時間がありませんで、一つだけお伺いをいたしますが、援助と貿易といふことを基本的になんかどういふやうにお考へになつて、これからおやりになるつもりであるか。やはり援助を行なう場合には、貿易といふものを頭の中に描いてやつておるんだけれども、大体今日までなされておるものの中では、相当そういう点で期待の

できないものもありませんし、それから私どもの考へでは、非常にむづかしい援助と考へられるものもあるわけですが、日本としては、あくまでもこういう後進国に対する経済援助といふものは、貿易と援助といふものの観念の基本的なものを確立しておいてやらなければいけないと思ひます。そういう点をどういふやうにお考へになつておるか、この点一問だけ最後にお聞きいたしたいと思ひます。

(伊能委員長代理退席、委員長着席) それと同時に、援助をするといつても、金を貸す場合、欧米の諸国と比較して、日本は期限、それから利子といふものが、相当高くあるわけなんです。そうしますと、これから先進国が各後進国へいろいろと援助を行なつて、そうして貿易の面で利益を得ようとし、向こうにも力をつけさせようとする、やはりそういう世界的な一つ

の国々のやっておるやり方と同じようなやり方をしていかなくてはならないのじゃないかと考えられるのですが、それが日本の場合には、期限と利子の面が欧州諸国の場合と違うわけなんです。これだけまずお答えをいただいで、質問を終わりたいと思います。

○大平国務大臣 貿易と援助の関係でございますが、本格的には被援助国の経済を安定させなければならぬわけでございます。同時に輸入力をつけていかなければならぬわけでございます。援助をやるにいたしまして、その国の全体としての輸出力がつくように、したがってまた輸入力ができるように、そういう頭で考えていかなければいかぬと思うのであります。最近、御案内のように、国連の貿易開発会議でも、非常に貿易の問題が取り上げられておるのは、正しい方向だと思っております。貿易が本体でございます。それが本格化しないと、その国の経済はよくならないと思っております。単なる援助で注射をしておることが続くというふうな状態は、決して健全ではないと思っております。したがって、援助をやるにいたしまして、その国の輸出入体制に力をつけるということを目玉にやるべきものと私は考えます。

それから第二点でございますが、わが国は御指摘のように非常に金利が高い国でございます。ヨーロッパ諸国、アメリカ等に比べて非常に金利が高いわけでございます。同じ条件において経済協力をやるというのは、わが国は非常に困難な立場にあるわけでございます。したがって、利子のつかない金が全部または一部入った

輸銀とか、海外経済協力基金とかいふところに、ロードがかかり過ぎるわけでありまして、つまり民間自体の力では経済協力が思うにまかせないという実情にあることが、わが国の特徴だと思っております。すなわち、財政に非常にウエイトがかかってくるわけでございます。これは決して健全な状態ではないのでございますけれども、非常に資本市場が弱い関係上、金利水準が高いことがネックになっておると思っております。これを早急に改善していく必要があります。これを早急に改善していくなつていくことは、言うべくしてなかなか行なわれたいと思っております。いまの段階におきましては、できるだけ政府資金を直接間接ちようだいたしまして、援助をふやしていく。そうして条件の緩和をいたしまして、先進諸国と歩調が合うようなぐあいにくふうをしてみたいと思っております。い、そう思っております。

○徳安委員長 受田新吉君。  
○受田委員 最後に、一言二言お尋ねしておきたいことがございます。先ほどから質疑応答がされておるOECDの代表部をどういう陣容をもって構成するかという点でお尋ねしたいのですが、特に経済関係の外交官を大量に送るといふような意図があるかどうか、代表部の構成について御答弁を願います。

OECDの構成をいたしましたものは、現在のところ大使一名、参事官三名、一等書記官、二等書記官、三等書記官、それぞれ三名、それから理事官、合計十六名を考えておる次第でございます。

それから経済関係といたしましては、各省関係、農林、大蔵、通産、運輸それから経済企画庁、七名を考えております。

○受田委員 相当大じかけな機構をもって対処されようとしておるその熱意について了承できるのでございまして、特に新しい機構として代表部をOECDに置かれる以上は、そこに実力を持った外交官を派遣して、能率を高めるような人的配置を十分考慮してもらいたい。その点を要望しておきます。

なお、今度の改正案で在勤俸の新しい規定がされておるのでございまして、新設される地域の在勤俸の算定基準というものをちょっとお示し願っておかないと、数字だけ示して賛成してくれというのは理解できかねますから、一応算定基準をお示し願いたい。

○高野政府委員 在勤俸の算定につきましては、御承知のとおり、ドル建てになっておまして、これはわがほうの在勤俸と同等、これはわがほうに、すなわち大体九号俸、これは大学を出まして、初めて任官するという官補でございますが、これがアメリカにおける大学卒業者の給与を換算いたしました、三百六十ドルでございます。

これに従がって、三等書記官、二等書記官、一等書記官と上にいくに従いまして、日本における賃金の差を勘案いたしました。だんだんふえていくわけでございます。それから各地の差は、各国の物価指数及び国連における各国の物価指数等を勘案いたしました。ワシントンを一〇〇といたしました。物価の高いところは一〇五、一〇

以上をいたしましたして、少ないところは一〇〇以下、すなわち九〇何%、そういうふうなところで算定いたしておる次第でございます。

○受田委員 海外移住事業団法が公布されました。特に事業団の職員が海外に駐在をして仕事をしておられるわけですが、この人たちの在勤俸にあたる部分は、いまの三百六十ドルと比較すると、はなはだ低率である。これで移住事業団の業務を遂行するに支障はないか。いまま少し移住事業団の職員の在勤手当について英断をふるわれる必要はないかと私は思うのです。移住事業団法ができた、しかしながら依然として移住事業が進捗しないというようなことであつたならば、何のために事業団ができたかわからなくなる。まず、職員待遇をよくして、大いに能率をあげて働いてもらわなければならぬ。この点、事業団の職員に対して、外交官とタイアップしてやる大事な仕事について、もっと処遇改善について熱意を示してもらいたいと思っております。この点、関係金額を示して御答弁願いたい。

○白幡政府委員 お答えいたします。ただいま御指摘のとおり、移住事業団の海外職員の給与は、外務省その他国家公務員の在外給与と比較いたしますと、低くなつております。私も、この点は何ぶんにも事業団の成立が最近でございますので、過去における振興会社とか海協連その他との関係もございまして、とにかく大蔵省と折衝したのでございますが、今後ともただいまの御趣旨のとおり、この給与を上げまして、経済的な面から不満の起こらないように努力をいたしたいと思います。

○受田委員 大臣、よほど考えてあげないと、事業団をつくつた、しかしながら能率が上がらないということになると、何のための事業団か意味をなさないので、やはりそこで働く、推進力になる職員は、特に初任給などに引き上げて、ひとつ大幅に引き上げて、活力を与えてもらわなければならぬと思つておる。大臣、よろしくございませぬ。

○大平国務大臣 仰せのような趣旨に沿ひまして、検討してみたいと思つておる。

○受田委員 いま一つ最後に、韓国との交渉を盛んにやっておられるけれども、私は前から申し上げておるんだけれども、あちらさんの代表部はこちらにおつて、向こうに代表部もなければ、在外事務所もない。こういうことでは、外交折衝をするのに非常に支障が起る。大平さん、あなたはこれだけ熱心に日韓交渉に熱意を示しておる以上、在外事務所、代表部の設置という点について、これは基本問題ですよ、基本問題さえも成功せぬというのでは、意味をなさぬと思う。どういうところに支障があり、また政府としての熱意が欠けておるのではないかと、懸念をしておる。お答えを願いたい。

○大平国務大臣 仰せのとおりでございます。外交関係はやはり相互主義でいかなければならぬわけでございます。私も何度も再三お話をいたしておるわけですが、せっかく正常化交渉をやっておりますので、それも間もなくできるから、それまで待つていただきたいというのが、先方の言い分でございます。もしそれより前に代表

ております。



部ができますと、そこであくらをかい  
てしまうのではないかと、印象を國民  
に与えるということを懸念するの  
で、十分お話しはわかっておりますけ  
ども、本格的な正常化交渉を進めさ  
してもらいたいというのが、先方のた  
いままでの反応でございます。

○受田委員 おしまいです。大臣、い  
まの反応を伺ったんでございますが、  
これはやはり外交の基本問題ですか  
ら、向こうの代表部がこっちはあつ  
て、向こうにそれがないというこの片  
手落ちをまず解決するということは、  
外交交渉の基本だと私は思う。基本問  
題についても反応がいきまのようにい  
いのが出ておらぬというのは、これは外  
交渉のどこかに欠陥があるので、こ  
れは基本問題の解決ですからね。こ  
れは大臣、この点日韓交渉の基本をな  
す問題として、もっと積極的にまずこ  
の問題を解決するくらい熱情をもつ  
て、しかる後に韓交渉を進めていく  
というふうな、そういう順序と考えて  
でもひとつ――代表部設置を平等に、  
片手落ちでないように実現するという  
努力を続けてもらいたい。よろしくう  
ございますか。

○大平國務大臣 十分意を休して努力  
いたします。

○徳安委員長 これにて両案に対する  
質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 外務省設置法の一部を  
改正する法律案に対し、三派共同提案  
により、内藤隆君外二名から修正案が  
提出されております。

外務省設置法の一部を改正する法  
律案に対する修正案  
外務省設置法の一部を改正する法  
律案の一部を次のように修正する。  
附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、第十四条及び第十五  
条の二の改正規定を除き、公布の日  
から施行し、第十四条及び第十五条  
の二の改正規定は、昭和三十九年十  
月一日から施行する。ただし、第三  
十条の表の改正規定（一般職の職員  
の定員に関する部分に限る。）及び  
附則第二項の規定は、同年四月一日  
から適用する。

○徳安委員長 この際、本修正案につ  
いて、提出者より趣旨の説明を求めま  
す。内藤隆君。

○内藤委員 たいま議題となりまし  
た外務省設置法の一部を改正する法律  
案に対する修正案につきまして、御説  
明申し上げます。  
案文はお手元に配付いたしております  
ので、朗読は省略させていただきます。  
この要点を申し上げますと、原案では移行  
あっせん所に関する規定を除き、施行  
期日を「四月一日」といたしておりま  
すが、その日はすでに経過いたしてお  
りますので、これを「公布の日」に改  
めるほか、一般職の定員に関する改正  
規定を「四月一日から適用する」こと  
といたすことであります。

○徳安委員長 これより両法案及びた  
だいまの修正案を一括して討論に入る  
申し上げます。  
○徳安委員長 これにて修正案の趣旨  
説明は終わりました。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 起立総員。よって、本  
修正案は可決いたしました。  
次に、たいまの修正部分を除く原  
案について採決いたします。

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

○徳安委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さように決しました。  
〔報告書は附録に掲載〕  
○徳安委員長 次会は、明二十四日午  
前十時理事会、十時半委員会を開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。  
午後一時四十分散会

第一類第一号 内閣委員会議録 昭和三十九年四月二十三日  
一七

昭和三十九年五月七日印刷

昭和三十九年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局